魚津市告示第188号

魚津市チョイソコうおづサポーター制度実施要綱を次のように定める。

令和８年10月15日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市チョイソコうおづサポーター制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が運行するチョイソコうおづを、地域で支える持続可能な交通サービスとする趣旨に賛同する事業者等からの協賛金を募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　チョイソコうおづ　魚津市予約式乗合交通運行条例（令和８年魚津市条例第３号）第２条に規定するオンデマンド交通をいう。

（２）　事業者等　事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

（３）　協賛金　事業者等がチョイソコうおづを支援するため市に納付された協賛金をいう。

（４）　サポーター　前号に規定する協賛金を納付した事業者等をいう。

（サポーターの募集等）

第３条　市長は、市ホームページ、広報等によりサポーターを募集するものとする。

２　サポーターの対象者は、第１条の趣旨に賛同する事業者等又は事業者等が組織する任意の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１）　法令に違反する者又はそのおそれのある者

（２）　公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害する者又はそのおそれがある者

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業を行う者

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（サポーターの登録）

第４条　サポーターの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、チョイソコうおづサポーター登録申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の申込書の提出があったときは、これを審査し、登録の適否を決定し、その結果を通知するものとする。

３　市長は、前項の審査の結果登録を決定したときは、申込者に対し、協賛金納入通知書（以下「納入通知書」という。）を交付し、協賛金を納付させるものとする。

（サポーターの登録期間）

第５条　サポーターの登録期間は、第４条第１項の規定により提出した申込書の提出日の属する月の翌月から当該月の属する年度末までとし、当該年度の１月31日までに次項の終了届の提出がない場合は、登録期間を１年間更新するものとする。

２　サポーターは、サポーターの登録を終了しようとするときは、チョイソコうおづサポーター終了届（様式第２号。以下「終了届」という。）を市長に提出するものとする。

（協賛金の納付）

第６条　協賛金の金額は、別表に掲げる協賛区分に応じた金額とする。

２　申込者は、納入通知書に指定された期日までに協賛金を納付するものとする。

３　協賛金は、翌年度分を一括で納付するものとする。

４　納付された協賛金は、返還しない。

（協賛金の使途）

第７条　協賛金は、チョイソコうおづの運行に係る経費に充てるものとする。

（サポーターの特典）

第８条　市長は、サポーターに対し、別表に掲げる協賛区分に応じ、当該サポーターが希望する特典を付与するものとする。

（サポーター内容変更の届出）

第９条　サポーターは、協賛金額又は特典内容について変更を希望するときは、チョイソコうおづサポーター内容変更届（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（サポーター登録の解除）

第10条　市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第２項の規定による終了届の提出を受けることなく、サポーター登録を解除することができる。

（１）　第３条第２項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

（２）　納入通知書に指定する期日までに協賛金を納付しないとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長がサポーター登録を継続することが適切でないと認めるとき。

２　市長は、前項の規定によりサポーター登録を解除したときは、速やかに当該サポーターにその旨を通知するものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　申込書の提出その他サポーターの登録に関し必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

（登録期間の特例）

３　令和９年２月28日までに申込書の提出を行ったサポーターの登録期間については、第５条第１項の規定にかかわらず、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。

別表（第６条、第８条関係）

協賛区分	金額	特典		
		停留所の設置	ロゴの掲載	車体ラッピング広告の掲載
ホワイト	12,000 円	１箇所まで可	なし	なし
ブルー	36,000 円	１箇所まで可	市ＨＰに掲載可（ＵＲＬリンク不可）	なし
ブロンズ	60,000 円	上限なし	市ＨＰに掲載可（ＵＲＬリンク可）	なし
シルバー	120,000 円	上限なし	市ＨＰに掲載可（ＵＲＬリンク可） 停留所一覧に掲載可	後方の一部
ゴールド	600,000 円	上限なし	市ＨＰに掲載可（ＵＲＬリンク可） 停留所一覧に掲載可	前面・側面・後面

備考

１　停留所を設置しない場合は、停留所一覧の協賛欄に事業所名を掲載することができる。

２　事業者等が組織する任意の団体が申し込む場合は、ブロンズの協賛区分とし、当該区分の特典を付与するものとする。

３　バスラッピング費用（撤去含む。）は、サポーターの負担とし、その他の特典については、別途協議の上、決定するものとする。

４　停留所の設置は、魚津市予約式乗合交通運行条例施行規則（令和８年魚津市規則第12号）別表第１に定める目的地エリアに該当するものに限る。

５　車体広告の掲載は、魚津市民バス等広告掲載基準（令和３年魚津市告示第196号）に準ずるものとする。

様式第１号（第４条関係）

チョイソコうおづサポーター登録申込書

魚津市長　宛

チョイソコうおづサポーター登録を申し込みます。

申込日：　　年　　月　　日

事業所等名称				
代表者役職 氏名				
事業所等の住所	〒			
連絡先	電話		FAX	
	E-mail			
担当者 役職 氏名				

希望する協賛区分及び特典に☑をしてください。

協賛区分及び金額	特典			
	停留所の設置	（停留所を設置しない場合） 一覧に事業所名の掲載	ロゴの掲載	車体ラッピング広告の掲載
□ホワイト 12,000円	□	□		
□ブルー 36,000円	□	□	□市ＨＰ	
□ブロンズ 60,000円	□	□	□市ＨＰ （□ＵＲＬリンク）	
□シルバー 120,000円	□	□	□市ＨＰ （□ＵＲＬリンク） □停留所一覧	□後方の一部
□ゴールド 600,000円	□	□	□市ＨＰ （□ＵＲＬリンク） □停留所一覧	□前面 □側面 □後面

様式第２号（第５条関係）

チョイソコうおづサポーター終了届

年　　月　　日

魚津市長　宛

所在地
名称及び代表者氏名

担当者名
電話番号
ＦＡＸ番号
メールアドレス

魚津市チョイソコうおづサポーター制度によるサポーターの登録を終了したいので、魚津市チョイソコうおづサポーター制度実施要綱第５条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

終了年月日　　年　　月　　日で終了希望
終了理由

様式第３号（第９条関係）

チョイソコうおづサポーター内容変更届

年　　月　　日

魚津市長　宛

所在地
名称及び代表者氏名

担当者名
電話番号
ＦＡＸ番号
メールアドレス

魚津市チョイソコうおづサポーターの内容を変更したいので、魚津市チョイソコうおづサポーター制度実施要綱第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日　　年　　月　　日
変更内容